

令和3年 第3回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和3年3月25日(木)					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
会長	波田 二三雄					
委員 出席 状況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席次 番号	氏名	出欠	席次 番号	氏名	出欠
	1	大野 謙一	出	1	山崎 一	出
	2	岡野 鈴代	出	2	平井 武司	出
	3	浅見 秀治	欠	3	下田 一甫	出
	4	小川 收一	出	4	浅見 良男	出
	5	波田 二三雄	出	5	西川 正己	出
6	渡邊 五十男	出				

〔議案等〕

- 日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：大字苦林(田) 4筆合計：3,407 m²
事由：経営規模拡大のため
契約内容：所有権移転
- 日程第4 議案第2号番号1 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字西大久保(畑) 1筆：162 m²
転用の詳細：貸駐車場
転用の時期：許可後
- 日程第5 議案第3号番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字川角(畑) 3筆：合計2,419 m²
転用の詳細：資材置場・所有権移転
転用の時期：許可後
- 議案第3号番号2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字西大久保(畑) 2筆：合計566 m²
転用の詳細：駐車場・所有権移転
転用の時期：許可後
- 議案第3号番号3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字小田谷(田) 1筆：392 m²
転用の詳細：専用住宅の建築・使用貸借(20年間)
転用の時期：許可後
- 議案第3号番号4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字川角(畑) 31筆：合計24,988 m²
転用の詳細：店舗及び駐車場・賃借権(30年間)
転用の時期：許可後
- 議案第3号番号5 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字川角(畑) 1筆：993 m²
転用の詳細：居宅・所有権移転
転用の時期：許可後

日程第6 議案第4号番号1 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：大字川角（畑） 2筆：合計1,770 m²

契約内容：使用貸借（3年間）

議案第4号番号2 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：大字大類（畑） 1筆：906 m²

契約内容：賃貸借（1年間）

議案第4号番号3 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：大字西大久保（畑） 2筆：合計1,203 m²

契約内容：賃貸借（5年間）

日程第7 議案第5号番号1 農用地利用配分計画に対する意見の聴取について

土地の表示：大字大類（畑） 1筆：1,244 m²

契約内容：使用貸借3年11カ月

議 長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和3年第3回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名中5名、農地利用最適化推進委員5名の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議 長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは会議録署名委員に1番、6番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議 長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>それでは、先に現地視察をしたいと思います。</p>
小川委員	<p>現地確認を要する大きな議案(議案第3号番号4)を後にまわし、そのほかの現地確認しない議案を先に審議するというのはいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>小川委員の提案のと通りの順番で審議をしてよい方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、議案第3号番号4を後にまわし、その他の議案を先に審議します。</p>

	◎日程第3 議案第1号
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
大野委員	現況写真はきれいな農地状になっているが、管理は今まで譲受人が行っていたのですか。
事務局	現耕作者の詳細は分からないが、所有者が作業委託をし、管理していたものと考えられます。
岡野委員	集約集積され耕作放棄地対策としてよいことだと思うが、譲受人はここ最近の農地取得が活発にみられる。参考までに直近3年間の取得面積を教えてください。
事務局	申請人の3年間の取得農地は〇〇㎡となります。
渡邊委員	申請人の作業日数は、1日8時間計算か。作業日数が200日となっているが、8時間労働が可能なのか。
事務局	作業日数1日の考え方は8時間労働を1日とするものではなく、農作業をした日数を1日と数えるものとしております。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請は許可相当といたします。
	◎日程第4 議案第2号

議 長	議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事 務 局	(内容説明)
議 長	質問のある方はいますか。
渡 邊 委 員	こちらの場所は、20 年位前に道路が出来ました。申請者の実家のわきに道路が出来て、土地の分断が解消された。
小 川 委 員	申請者の実家が近くにあるとのことですが、場所は案内図上のどこになりますか。
事 務 局	(位置説明)
議 長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は許可相当といたします。
	◎日程第 6 議案第 4 号 (順序変更)
議 長	議案第 4 号番号 1 農用地利用集積計画の決定について事務局に説明を求めます。
事 務 局	(内容説明) 議長の許可を得て、続けて番号 2 及び 3 の説明をする。
議 長	質問のある方はいますか。
委 員	(質疑なし)
議 長	それでは議案第 4 号番号 1 について採決します。賛成の方は挙手を願います。

委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議案第4号番号1農用地利用集積計画は原案のとおり決定します。
議長	それでは議案第4号番号2について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議案第4号番号2農用地利用集積計画は原案のとおり決定します。
議長	それでは議案第4号番号3について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議案第4号番号3農用地利用集積計画は原案のとおり決定します。
	◎日程第7 議案第5号
議長	議案第5号番号1農用地利用配分計画に対する意見の聴取について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	(質疑なし)
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)

議 長	<p>挙手全員ですので、議案第 5 号番号 1 農用地利用配分計画に対する意見は原案のとおり決定します。</p> <p>◎日程第 5 議案第 3 号（順序変更）</p>
議 長	<p>議案第 3 号番号 1 農地法第 5 条第 1 項による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは、現地確認の前に番号 4 についての説明をお願いします。</p>
議 長	<p>（内容説明）</p>
事 務 局	<p>現地確認いただくのは、番号 4 だけになります。</p>
議 長	<p>現地確認のため暫時休憩します。</p> <p>◎暫時休憩・現地確認</p>
議 長	<p>審議を再開します。議案第 3 号番号 1 農地法第 5 条第 1 項による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>（内容説明）</p>
議 長	<p>質問のある方はいますか。</p>
議 長	<p>進入路が見当たらないように見えるので説明がほしい。</p>
事 務 局	<p>既存の進入路部分を拡幅し、5 m の進入路を備える予定です。</p>
委 員	<p>入口の地目は何ですか。</p>
事 務 局	<p>地目は山林になります。</p>
議 長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。</p>
委 員	<p>（挙手全員）</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、議案第 3 号番号 1 農地法第 5 条第 1 項による許可申請については許可相当とします ここで、〇〇委員が退出いたします。</p>
議 長	<p>議案第 3 号 番号 2 農地法第 5 条第 1 項による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(内容説明)</p>
議 長	<p>質問のある方はいますか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。</p>
委 員	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、議案第 3 号番号 2 農地法第 5 条第 1 項による許可申請については許可相当とします。 ここで、〇〇委員が入出いたします。</p>
議 長	<p>議案第 3 号 番号 3 農地法第 5 条第 1 項による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(内容説明)</p>
議 長	<p>質問のある方はいますか</p>
委 員	<p>使用貸借では、いくらで借りるのですか。</p>
事 務 局	<p>使用貸借なので、現金のやり取りはありません。</p>
議 長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。</p>
委 員	<p>(挙手全員)</p>

議 長	挙手全員ですので、議案第 3 号番号 3 農地法第 5 条第 1 項による許可申請については許可相当とします
議 長	議案第 3 号番号 4 農地法第 5 条第 1 項による許可申請について事務局に説明を求めます。
事 務 局	(内容説明)
議 長	質問のある方はいますか。
小川委員	これだけの農地を所有している農家の方の土地がなくなる事になるが、地権者から代替地を望む人がありましたか？
事 務 局	今のところありません。
小川委員	賃貸で契約した場合、賃借料はいくらぐらいになるものですか。
事 務 局	申請者からは個別具体的な金額は公表しないが、一般的には路線価×5%を考えているとのこと。
議 長	道路が混んでくるが、町としては道路の拡張等は考えているのか。
小川委員	それは、町の仕事ですよね。本日は農地を貸す事の是非についてのものですから。
小川委員	開業予定はいつ頃の見込みですか。
岡野委員	来年の 3 月と資料に記載してありますよね。
事 務 局	現場でご質問のありました、赤道の町道はどうするのかについてですが、担当課に確認したところ、既存道路は認定を廃止し、一般町有財産として事業者へ貸し出すとのこと。また、区域内に造る道路は、町管理ではなくて、事業者の管理と聞いております。
山崎委員	排水計画については調整池等作らず問題はありますか。

事務局	当計画通りであれば必要としないとのことです。
小川委員	周りに農地があるか判りませんが、周りの農地には影響がないということですか。
事務局	影響がないように基準があります。
小川委員	県農林振興センターや他法令部局との話し合いや調整は現時点で問題はありませんか。
事務局	県とも協議を重ねておりますが、問題ないとの判断を頂戴しています。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議案第3号番号4農地法第5条第1項による許可申請については許可相当とします。
議長	議案第3号 番号5農地法第5条第1項による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
事務局	資料中、貸地と記載すべきところを借地と記載した誤りがありました。県農林振興センターと相談を行ったところ、後日、差し替えを行う事で問題ないことを確認したので、そのように指導を行います。
議長	質問のある方はいますか。
委員	(質疑なし)
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)

議 長	挙手全員ですので、議案第 3 号番号 5 農地法第 5 条第 1 項による許可申請については許可相当とします
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。以上をもちまして令和 3 年第 3 回農業委員会総会を閉会いたします。
会長代理	(閉会挨拶)